

新型コロナウイルス感染症 5 類移行後の無症状・軽症患者の外来透析を 行う際の隔離透
析期間等の考え方について

① 厚生労働省の見解 (一般人向け、透析患者様以外、以下参考文章コピー記載)

令和5年5月8日以降、新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は求められません。外出
を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます。その際、以下の情報を参考にしてくださ
い。

(1) 外出を控えることが推奨される期間

・特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目として 5
日間は外出を控えること、 かつ、
・5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して 2
4時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ることが推奨されます。症状が重い場合
は、医師に相談してください。

(2) 周りの方への配慮 10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることか
ら、不織布マスクを着用したり、高 齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へう
つさないよう配慮しましょう。発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いてい
る場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう。

② 日本透析医会・日本透析医学会・日本腎臓学会 新型コロナウイルス感染対策合同委員会
の見解 (透析患者様向け、透析患者様はこちらをご参照/ご参考ください。以下参考文章コ
ピー記載)

令和5年5月8日からの、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更後は、
行政 が感染患者に対し外出自粛を要請することはなくなり、療養するかどうかはインフル
エンザと同様に 個人の判断に委ねられることとなります。 令和5年4月5日の厚生労働
省新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードによると、感染性のウイルス排出
は、発症日を 0日として6日目以降は大きく減少し、発症8日目には 検出限界値を下回る
ことが報告されています。

新型コロナウイルス感染対策合同委員会では、

・軽症の感染透析患者への外来透析を継続する場合は、発症日を 0 日として 7 日目まで
経過、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの隔離透析をお願いすることにさせていた
できます。

ただし、7日目に症状が続いていた場合は、 解熱剤の使用無しに熱が下がり、咳や喉の痛
みなどの症状が軽快して24時間が経過するまでは、 隔離透析を継続することを推奨しま
す。

また、8日目以降も10日目までは、一部に感染性のある患者が存在することから、患者には不織布マスクの着用、手指消毒などの感染対策の継続を指示してください。なお、無症状者は検査陽性日を0日として7日目までの隔離透析をお願いします。

また、透析患者と同居されている方が新型コロナウイルスに感染したら、部屋を分けて生活するように指導してください。

当医院では、今村クリニック腎友会やスタッフと相談し、スタッフに関しては5日間ルール、透析患者様に関しては7日間ルールを採用することといたしました。隔離期間は透析送迎ができませんが、患者様方のご理解/ご協力の程、よろしく願いいたします。